

令和7年度 和歌山県修学奨励金貸与制度

1. 応募資格要件 (1)～(4)のすべてに該当する者としてします。

- (1) 高等学校に在学していること
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全体の年間収入額(税込)が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。

2. 貸与金額 自宅通学 月額 18,000 万円 自宅外通学 月額 23,000 万円

3. 貸与期間

在学する高等学校の標準の修業年限です。
※年度毎に、継続して貸与を受けるための申請が必要です。

5. 提出書類

- (1) 貸与申請書
- (2) 住民票(原本) 原則マイナンバー記載なし
「世帯全体」という記載があり、続き柄が省略されておらず、申請日の
3ヶ月以内のもの
- (3) マイナンバーの確認できる書類
本人及び生計を同一にする家族全員のもの
- (4) 確認書
- (5) 確約書
- (6) 振込口座通帳の写し
- (7) 提出書類チェック表
- (8) 在学証明書

※ 家賃を支払っている家計は、賃貸契約書などで支払金額などが分かるものが必要となります。

6. 返還について

卒業後、10年以内に返還していただきます。

7. 校内応募期限

応募書類提出締切 令和7年4月25日(金)